

平成27年度自治体との情報交換・意見交換会の実施状況報告について

【趣旨】

平成27年度は子ども・子育て支援新制度の施行初年度に当たることから、各自治体において直面している運営上の課題等に関する情報交換・意見交換等を行うことを目的として各都道府県で開催する。

【開催状況】

11県で実施(7月24日現在)

| | | | | | |
|------|----------|-------|----------|---------------|----------|
| ①三重県 | 5月29日開催※ | ⑤島根県 | 6月19日開催※ | ⑨高知県 | 7月9日開催※ |
| ②岩手県 | 6月4日開催※ | ⑥広島県 | 6月23日開催※ | ⑩兵庫県 | 7月13日開催 |
| ③愛媛県 | 6月10日開催 | ⑦鹿児島県 | 7月2日開催※ | ⑪山口県 | 7月21日開催※ |
| ④青森県 | 6月18日開催 | ⑧長野県 | 7月3日開催※ | 注:※は研修会も併せて実施 | |

【主な意見・要望等】

1. 施行事務等に係る地方自治体からの意見

(1)認定事務の状況

- ・ 保護者の就労状況等の変更などにより、支給認定区分（1号、2号、3号）、保育の必要量（保育標準時間・保育短時間）にかかる認定変更が多く、事務量が増加
- ・ 3歳到達による支給認定変更（3号→2号）や支給認定証の発行、返納等による事務量増加
- ・ 保育の提供を受けていない保護者に現況届を求めることは困難

(2)利用調整・入所決定事務の状況

- ・ 待機児童がない自治体では事務的には変わらない
- ・ 広域入所で公立施設を利用する場合、保育料を決定する自治体と徴収する自治体が異なるため、事務が煩雑化している

(3)施設型給付費等の給付事務の状況

- ・ 各種加算の認定事務が進んでいないため、施設側の申請内容に基づき、概算払いを行っている

2. 関係者からの評価、苦情・要望等

(1)施設・事業者からの主な評価、苦情・要望等

- ・ 施設型給付の加算部分の理解が難解である
- ・ 保育短時間の導入、保育の必要量や支給認定の頻繁な変更により、保育時間や延長保育の管理が複雑になった

(2)保護者(利用者)からの主な評価、苦情・要望等

- ・ 支給認定証と利用決定の違いがわからない

※ 1及び2に対する対応策

自治体、事業者からの意見・要望を踏まえた事務処理の簡素化、円滑化を図っていくため、法の枠内で可能な運用改善を検討し、今後もFAQ等の更新を行っていく。また、雑誌広告等の各種媒体を通じた広報や地域の保護者や子育て支援関係者を対象とした勉強会等で適切に説明できる人材を育成することを目的として開催する新制度普及啓発人材育成研修（全国8か所）を実施すること等によって、より一層の制度の理解促進に努めていく。

3. 新制度の移行により改善した点

- ・ 家庭的保育事業や認可外保育所が地域型保育事業として認可を受け、安定的な運営ができることで児童の処遇改善につながっている
- ・ 保育士、幼稚園教諭等の職員の処遇改善が行われたこと
- ・ 保育短時間認定と延長保育料との関係から、保護者が時間を意識して送迎するようになった
- ・ 子ども・子育て支援交付金の創設により、地域子ども・子育て支援事業の財政支援が拡大された意義は大きく、個別事業の拡大検討の後押しとなった